

建設作業騒音・振動の基準（※当基準は、作業を開始した日に終わる建設作業には適用しない。）

		くい打ち作業	びょう打ち作業	破碎作業	空気圧縮機を使用する作業	コンクリートプラント等及びコンクリート搬入作業	建設重機を使用する作業	建築物の解体・破壊作業
騒音関係	騒音規制法	特定建設作業の種類 くい打機（もんけんを除く。） くい抜機 又は くい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。） を使用する作業 （くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	びょう打ち機を使用する作業	さく岩機を使用する作業 注） 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを越えない作業に限る。	空気圧縮機を使用する作業 注） 空気圧縮機は、電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のもに限る。 また、空気圧縮機をさく岩機の動力として使用する作業は除く。	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のもに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のもに限る。）を使用する作業 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のもに限る。）を使用する作業 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のもに限る。）を使用する作業	
	敷地境界における音量	85デシベル						
振動関係	振動規制法	特定建設作業の種類 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。） くい抜機（油圧式くい抜機を除く。） 又は くい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。） を使用する作業		ブレーカー（手持ち式のものを除く。）を使用する作業 注） 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを越えない作業に限る。				鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 舗装版破砕機を使用する作業 注） 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを越えない作業に限る
	敷地境界線における振動の大きさ	75デシベル						
保生活環境を保全する条例	群馬県の生活環境を保全する条例	特定建設作業の種類			空気圧縮機（原動機の定格出力が15キロワット以上のもに限る。）を使用する作業 ※手持ち式以外のブレーカーを使用する作業を行う場合は除く			
	敷地境界線における振動の大きさ	75デシベル						

作業時間等について（全ての特定建設作業に適用）

作業時間	作業時間等の適用除外	作業時間等の適用除外項目
作業時間	第1種・第2種 第3種区域 午前7時～午後7時	イ、ロ、ハ、ニ
	第4種区域 午前6時～午後10時	
1日の延べ作業時間	第1種・第2種 第3種区域 10時間以内	イ、ロ
	第4種区域 14時間以内	
同一場所における作業期間	連続して6日を越えないこと	
日曜・その他の休日の作業	行わないこと	イ、ロ、ハ、ニ、ホ

（注）

(1) 第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、及び鶴が谷町の区域
(2) 第2種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、大胡支所の所管区域のうち第三種区域を除く区域、宮城支所及び粕川支所の所管区域のうち前橋勢多都市計画区域であって、第三種区域を除く区域、富士見支所の所管区域
(3) 第3種区域	近隣商業地域（富士見支所の所管区域内の近隣商業地域を除く。）、商業地域、準工業地域の区域及び大胡支所の所管区域内の工業地域の区域、粕川支所の所管区域のうち主要地方道前橋大間々相生線、県道深津伊勢崎線、東神沢川及び大正用水に囲まれた区域、多田山産業産地の一部（前橋市域）
(4) 第4種区域	工業地域（大胡支所の所管区域内の工業地域を除く。）、工業専用地域、朝倉工業団地・西善工業団地・東善・中内工業団地、中内第二工業団地、泉沢工業団地の区域